5監査公表第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年10月20日に福岡市長から財政援助団体等監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月7日

 福岡市監査委員
 阿 部 真之助

 同
 篠 原 達 也

 同
 水 町 博 之

 同
 本 野 正 紀

1 監査報告と措置の件数

5監査公表第5号(令和5年7月6日付 福岡市公報第6972号(別冊)公表)分

…1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(出資団体監査)

(工事監査)

1 地方独立行政法人福岡市立病院機構

監査の結果

積算において、次のような不適切な事例 が認められたので注意を求めるもの

共通仮設費及び直接仮設工事の積算を適 正に行うべきもの

外壁改修その他工事

(契約金額 6,715 万 7,640 円)

本工事は病院の外壁改修等を行う工事で ある。

共通仮設費の算定において、「積算の手引き」では監理事務所(監督員事務所)を設けない場合は、共通仮設費率に 0.9 を乗じる(低減する)こととしているが、監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の低減を行わなかった結果、過大な積算となっていた。

また、積み上げによる共通仮設費に、交 通誘導警備員を計上しなかった結果、過小 な積算となっていた。

措置の状況

積算の適正化については、積算の手引き 等関係規程に則った適切な事務処理を行 うため、令和5年9月に関係職員を対象と した研修を実施するとともに、新たに作成 した病院機構における改修工事関係チェ ックシートを共有した。

また、今後は、定期的に財政局が実施する研修へ参加し、技術の向上に努め、再発防止を図っていく。

さらに、直接仮設工事の積算において、	
養生シート張りの単価で積算すべきとこ	
ろ、防音シート張りの単価で積算していた	
結果、過大な積算となっていた。	
今後は、適正な積算に努められたい。	
(福岡市民病院総務課)	